

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (係長級職員用④ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説なども参考にしてください。

番 号	正 解	解 説
1	×	<p>法・規程の適用対象となる「職員」は、国家公務員法に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問、参与等で常勤を要しないものを除く。)とされており(法第2条第1項)、非常勤の委員等を除いては、常勤・非常勤の別や任期の有無の別なく、法・規程の適用対象となります。</p> <p>臨時的任用職員、再任用職員(フルタイム勤務職員に限らず短時間勤務職員も含まれます。)も当然ながら法・規程の適用対象となります。</p>
2	×	<p>利害関係者から酒食等のもてなしを受けることは、昼食などの安価なものであっても認められません。(規程第3条第1項第6号)</p> <p>また、利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは、餞別や祝儀などの名目を問わず、認められません。(規程第3条第1項第1号)</p>
3	×	<p>規程第2条第1項各号において、職員が職務として携わる事務の区分に応じて利害関係者が規定されており、以下の職務においては、事業者等に該当しない特定個人も利害関係者とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可等(第1号)</li> <li>・補助金等の交付(第2号)</li> <li>・立入検査、監査又は監察(第3号)</li> <li>・不利益処分(第4号)</li> <li>・行政指導(第5号)</li> </ul>
4	×	<p>利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されています。(規程第3条第1項第4号)</p> <p>本件については、当該企業の社員以外には有償で開放されている保養所に宿泊することから、宿泊料を支払わずに保養所に宿泊した場合、正当な理由なくサービスを受けたこととなり、倫理規程上の禁止行為に該当します。</p>
5	×	<p>利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されています。(規程第3条第1項第4号)</p> <p>例外として、職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、周辺の交通事情や用務を限られた時間で遂行するために自動車の利用が相当と認められる場合に限り、利害関係者が日常的に利用している自動車を利用することは認められていますが(規程第3条第2項第4号)、本問のように、自身の省の事務所から施工予定地に向かうに当たり、周辺の交通事情等の特段の事情がない場合には、官側で用意した自動車を利用するべきであり、利害関係者の社用車に同乗することは正当な理由なくサービスを受けることとなり、禁止行為に該当します。</p>

6	×	<p>利害関係者から供応接待を受けることは禁止されています。(規程第3条第1項第6号)</p> <p>会費と手土産は目的が異なることから、同額の金額とって会費分の供応接待を受けたことになりません。本問の場合のように、事前に会費が判明しているのであれば、会費として支払いをするべきです。</p>
7	×	<p>利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けることは、それを贈与されても利害関係者との間で特別な関係があると見られて国民から疑惑や不信をもたれるおそれが乏しいため、例外的に認められています。(規程第3条第2項第1号)</p> <p>しかしながら、本問のような場合には、利害関係者が取引先の関係者のみを招待していることから、職員は利害関係があることにより招待されたものと考えられ、広く一般に配布するものとは異なるものであり、倫理規程の禁止行為に該当することとなります。</p>
8	○	<p>「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらない関係とされていますが、この「職員としての身分」には、任命権者の要請に応じて出向していた期間における身分を含むと定められていることから(規程第4条第3項)、本問のような場合には、一般的には私的な関係には該当しません。</p> <p>出向期間中に知り合った者については、一般職国家公務員としての身分にかかわる関係ではありませんが、人事ローテーションの一環として身分が変動したものであり、その相手方も国からの出向者であることを認識していると考えられ、職員としての身分にかかわる関係がある者と同様に扱うことが適当であることからこのような取扱いとされています。</p>
9	×	<p>利害関係者からの依頼に応じて、かつ、報酬を受けて講演等をしようとする場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければいけません。</p> <p>一方、利害関係者でない者からの依頼である場合や、報酬を受けない場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得る必要はないとされています。(規程第9条第1項)</p> <p>なお、職務として講演を行う場合には、講演を行っている時間に対して国から給与が支給されていることから、それに加えて講演料を受け取ることは、報酬の二重取りとなるため、利害関係者の依頼であるか否かにかかわらず、認められません。</p>
10	○	<p>国家公務員倫理審査会では、電話、郵送、メール、面談いずれの手段によっても国家公務員の倫理に反する行為に関する情報を広く受け付けています。</p> <p>通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報は窓口限りで留められるなど、個人情報の秘匿は厳守されています。</p> <p>また、通報した職員に対して不利益な取扱いをしてはならないことが倫理規程第14条第4号に定められていますので、積極的に通報窓口をご活用ください。</p> <p><b>【倫理審査会の相談・通報窓口(公務員倫理ホットライン)】</b>  電話:03-3581-5344 FAX:03-3581-1802  郵送:〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 国家公務員倫理審査会事務局宛</p> <p>※ 電子メールでの相談・通報は、検索サイトで「公務員倫理ホットライン」を入力してアクセスしてください。</p>